

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日
がと
の翌
たる日)

訓令

鳥取県訓令第一号

昭和二十三年十月鳥取県訓令甲第二十二号を廃止する訓令を次のように定める。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和二十三年十月鳥取県訓令甲第二十二号を廃止する訓令

昭和二十三年十月鳥取県訓令甲第二十二号(土木出張所を移出する文書に關する件)は、廃止する。

附則

この訓令は、昭和四十五年三月十三日から施行する。

告示

鳥取県告示第六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇ 訓 令 昭和二十三年十月鳥取県訓令甲第二十二号を廃止する訓令

◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

鳥取県営牧場預託規程等の廃止

木材業者及び製材業者の登録

土地改良事業の認可

”

”

”

”

土地の用途廃止

鳥取都市計画の決定

鳥取都市計画の変更

道路の位置の指定

◇ 公安告示 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
湖東医院	鳥取市湖山下浜一、二、三〇の一六	産科、婦人科、内科	繩田昌平	昭和四十五年三月十四日
小田小児科医院	西町三丁目一〇五	小児科	小田信夫	一日
小田耳鼻咽喉科医院	〃	耳鼻咽喉科	小田 吟	〃
広戸耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七五	耳鼻咽喉科、気管食道科	広戸健也	〃
森本歯科医院	倉吉市明治町一、〇三二	歯科	森本郁雄	十四日
穂山歯科医院	上井町二の二三	〃	穂山幸彦	十五日
岡本歯科医院	福山一三五	〃	岡本延雄	三日
大島歯科医院	八頭郡船岡町大字船岡一九七の一九	〃	大島華人	〃

鳥取県告示第六十二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年三月十三日から施行する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 茨城県新治郡 同県猿島郡 栃木県足利市 同県芳賀郡 同県真岡市 群馬県桐生市 同県藤岡市 埼玉県入間郡 同県岩槻市 同県深谷市

鳥取県告示第六十三号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取県営牧場預託規程（昭和二十五年十二月鳥取県告示第五百七十二号）

二 鳥取県営放牧場野管理規程（昭和二十七年六月鳥取県告示第三百二十三号）

三 鳥取県優良和種種牛造成奨励規程（昭和二十八年七月鳥取県告示第三百七号）

四 鳥取県乳牛産乳能力検定指導事業実施要綱（昭和三十五年八月鳥取県告示第三百五十八号）

五 大麦及びはだか麦の飼料作物への作付転換促進事業補助金交付要綱（昭和三十七年二月鳥取県告示第七十六号）

鳥取県告示第六十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号

登録年月日

住 所

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者氏名

烏木第 四〇号

昭和四四年 七月二二日

岡山県真庭郡勝山町

川 上 為 八

〃 四一号

〃 〃 〃 〃

鳥取市相生町一丁目六〇七

北 村 材 木 店

〃 四四号

〃 〃 〃 〃

〃 相生町二丁目一〇七

鳥 取 市 森 林 組 合

〃 四五号

〃 〃 〃 〃

〃 寿町五六〇

有 限 会 社 土 居 下 材 木 店

〃 四六号

〃 〃 〃 〃

〃 南町一〇一番地

佐 々 木 商 事 株 式 会 社

〃 四七号

〃 〃 〃 〃

〃 南行徳三四二九

株 式 会 社 西 川 材 木 店

〃 四八号

〃 〃 〃 〃

〃 古市四九八三番地

大 黒 木 材 株 式 会 社

〃 四九号

〃 〃 〃 〃

〃 吉成叶八三三ノ三

株 式 会 社 中 澤 商 店

八木第一三二号

〃 〃 〃 〃

八頭郡智町大字大内

山 根 猪 十 郎

〃 一三三号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

林 茂 猪 十 郎

〃 一三四号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

河 村 正 博

〃 一三五号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

寺 坂 正 博

〃 一三六号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

河 村 正 博

〃 一三七号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

森 本 芳 太 郎

倉木第 九三号

昭和四四年 八月二〇日

〃 〃 〃 〃

山 本 勇 夫

〃 九四号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

美 船 輝 人

米木第 九三号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

有 限 会 社 美 船 商 店

〃 九四号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

赤 碓 町 森 林 組 合

〃 九五号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

川 上 重 満

日本第 三八号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

塩 谷 重 満

〃 三九号

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

川 井 重 満

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

川 井 重 満

製材業者	四〇号	一五日	口南町下阿毘緑	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者氏名	今岡輝治
登録番号	登録年月日	住	所		
鳥製第 二八号	昭和四四年 七月 四日	鳥取市下砂見		栗本八重子	
" 二九号	" 八月 七日	" 寿町三〇一		太田徳治	
" 三〇号	" "	" 行徳は三八一		坂根四郎	
" 三一号	" "	" 富安二九二		中西製材所	
" 三二号	" "	" 新鑄物師町四〇		谷口謙太郎	
" 三三号	" "	" 南町一〇一		佐々木商事株式会社	
" 三四号	" "	" 古市四九ノ三		大黒木材株式会社	
" 三五号	" "	" 吉成下坪二五〇		市原木材株式会社	
" 三六号	" "	" 桜谷二三三番地ノ一		協業組合鳥取外材センター	
" 三七号	" 昭和四五年 一月二三日	" 吉成叶八三三ノ三		株式会社中沢商店	
" 三八号	" 昭和四五年 一月二三日	" 栄町三一三ノ六		有限会社岡田材木店	
" 三九号	" 昭和四四年 二月一日	" 今町一丁目五五六		株式会社太田材木店	
八製第 八五号	昭和四四年 二月一日	八頭郡智頭町大字真鹿野		寺岡坂田	
" 八六号	" "	" 智頭		嘉孝	
倉製第 五一号	八月二〇日	東伯郡東伯町浦安		中岡木	
" 五二号	" "	倉吉市小鴨三九九		有限会社美船商店	
" 五三号	" 二六日	東伯郡赤碕町高岡		赤碕町森林組合	
米製第 七一号	九月二七日	西伯郡淀江町佐陀		川上重満	
日製第 一九号	七月二日	日野郡日野町黒坂		高木高勝	

鳥取県告示第六十五号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良(真野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(杉下地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十七号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(東峰地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十八号

慶金町長から申請のあつた町営土地改良(広瀬ヶ平地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十九号

赤碕町長から申請のあつた町営土地改良(山川地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年三月六日から用途廃止した。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市浜坂字柳茶屋一、一五七番地先		七四七・六四	道路敷

鳥取県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

都市高速鉄道

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町二丁目二二〇番地 鳥取県都市開発局

鳥取県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類

道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町二丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に

よる申請に基づき、次のとおり昭和四十五年三月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市相生町四丁目二〇三 Hノ丸不動産 右限会社 代表取締役 大石 音藏	鳥取市津ノ井字柳ノ丁二八五ノ二の一部 二八五ノ三 二八六ノ一 二八六ノ二 二八六ノ三	幅員 四・四〇メートル 延長 一六八・八〇メートル
"	鳥取市津ノ井字船田一 二八八ノ一地先水路の一部	
"	二八七ノ一	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年三月十三日から施行する。

昭和四十五年三月十三日

鳥取県公安委員長 澤 住 辰 藏

表中

六十五	日野郡溝口町溝口三〇七番二先(單路)	押ボタン式
六十五	日野郡溝口町溝口三〇七番二先(單路)	押ボタン式
六十六	倉吉市福吉町一、三九〇番先交差点(十字路)	定周期式(一段式)

に改める。

を